

参考資料

本事業計画は、高速道路株式会社法第10条に基づき、国土交通大臣の認可を受けました。

平成17営業年度

〔 自 平成17年10月 1日
至 平成18年 3月31日 〕

第 1 期

事業計画

首都高速道路株式会社

・ 高速道路株式会社法第 10 条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第 10 条に基づき、高速道路株式会社（以下、会社）が、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。今回の平成 17 営業年度の事業計画については、日本道路公団等民営化関係法施行法第 22 条に基づく経過措置として、会社が成立する 10 月 1 日以降、遅滞なく認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第 8 条第 1 項で規定されている通り、資金計画及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該営業年度の資金計画及び収支予算書も添付する。

平成 17 営業年度の事業計画等については、事業全体としては総額約 1,967 億円の事業費、うち道路事業に係る総額は約 1,791 億円の事業費を予定している。資金計画については、財政投融资（政府保証債）や自主調達（民間借入金）等により合計約 1,164 億円の資金を調達する予定である。収支予算については、当期純利益として約 1 億円発生する見込みである。

・事業計画

1 . 高速道路事業に係る事業計画

平成17営業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、首都圏のネットワークを形成する首都高速中央環状新宿線(都道首都高速目黒板橋線)等の道路整備を重点的に実施するため、約1,195億円の事業費(一般管理費、建設中利息を除くと約1,149億円)を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約596億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本営業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成17営業年度の事業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要(実施の方法・事業量)	所要資金の額
高速道路の新設、改築	首都高速中央環状新宿線など計6路線29.8kmの新設、神奈川県道高速横浜羽田空港線(本牧JCT)1.2kmの改築	1,195
高速道路の維持、修繕、災害復旧 その他の管理	都道首都高速1号線など計31路線283.3kmの維持、修繕、災害復旧その他の管理	596
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		
合計A(高速道路事業)		1,791

注) 単位未満四捨五入により、合計において合致しないものがある。

なお、上記以外に道路資産賃借料872億円の支出が存在する。

2. 高速道路事業以外の関連事業等に係る事業計画

平成17営業年度における高速道路事業以外の関連事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路のお客様への適正なサービスを目的とした既存サービスエリア等の管理を実施するため、約1億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、首都高速中央環状新宿線など計11路線に関連する受託事業を実施するため、約169億円の受託事業費を予定している。

その他の事業については、公団時代から実施している駐車場及び高架下施設事業並びに新たに土木工事に関するコンサルティングを展開するために約7億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る平成17営業年度の事業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要(実施の方法・事業量)	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	都道首都高速1号線平和島パーキングエリア(上り線)など計6箇所のパーキングエリアの管理	1
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等(1)	首都高速中央環状新宿線など計11路線に関連する受託事業	169
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		
その他の事業	汐留駐車場など駐車場事業5箇所、都道首都高速2号線高架下施設事業4箇所、土木工事に関するコンサルティング	7
合計B(高速道路事業以外)		176

合計(A+B)(全事業)		1,967
--------------	--	-------

注) 単位未満四捨五入により、合計において合致しないものがある。

1 この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等(東京ガス等からの地下埋設物移設工事委託 他)の所要資金約2億円を含む。

資金計画

平成17年度の資金計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
前期繰越金	623	623	
高速道路事業営業収入	1,268	1,268	
道路料金収入	1,268	1,268	
関連事業営業収入	177		177
SA・PA事業収入	1		1
その他の事業収入	8		8
受託業務収入	169		169
社債・借入金	1,164	1,164	
政府保証債	134	134	
政府等からの無利子借入金	539	539	
機構からの無利子借入金	188	188	
自主調達資金	303	303	
その他収入	-	-	
合計	3,232	3,054	177
支出の部			
高速道路建設費	1,195	1,195	
新設・改築費	1,149	1,149	
一般管理費	36	36	
支払利息等	11	11	
高速道路営業管理費	596	596	
修繕費	217	217	
維持管理費	195	195	
業務管理費	95	95	
その他管理費	29	29	
一般管理費	57	57	
支払利息等	3	3	
道路資産賃借料支払費	726	726	
関連事業営業費	176		176
SA・PA事業営業費	1		1
その他の事業営業費	7		7
受託業務営業費	169		169
社債等償還金・支払利息等	-	-	-
次期繰越金	537	537	1
合計	3,232	3,054	177

注1) 単位未満四捨五入により、合計において合致しないものがある。

注2) 次期繰越金には、「道路資産賃借料」の未払金145億円を含む。

収支予算書

平成17営業年度の収支予算書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
経常損益の部			
(営業損益の部)			
・高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	1,376	1,376	
料金収入	1,207	1,207	
道路資産完成高	169	169	
その他の売上高	0	0	
2. 営業費用	1,375	1,375	
道路資産賃借料	830	830	
道路資産完成原価	169	169	
管理費用	376	376	
高速道路営業利益	1	1	
・関連事業営業損益			
1. 営業収益	170		170
SA・PA事業収益	1		1
その他の事業収益	7		7
受託事業営業収益	162		162
2. 営業費用	168		168
SA・PA事業営業費	1		1
その他の事業営業費	6		6
受託事業営業費	162		162
関連事業営業利益	1		1
全事業営業利益	3	1	1
(営業外損益の部)			
1. 営業外収益	0	0	0
2. 営業外費用	2	1	0
経常利益	1	0	1
特別損益の部			
1. 特別損益	0	0	0
2. 特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	1	0	1
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
法人税等調整額	0	0	0
当期純利益	1	0	1

注) 単位未満四捨五入により、合計において合致しないものがある。